

屋外広告物にはルールがあります！

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される」広告板などをいい、具体的には建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板やはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。

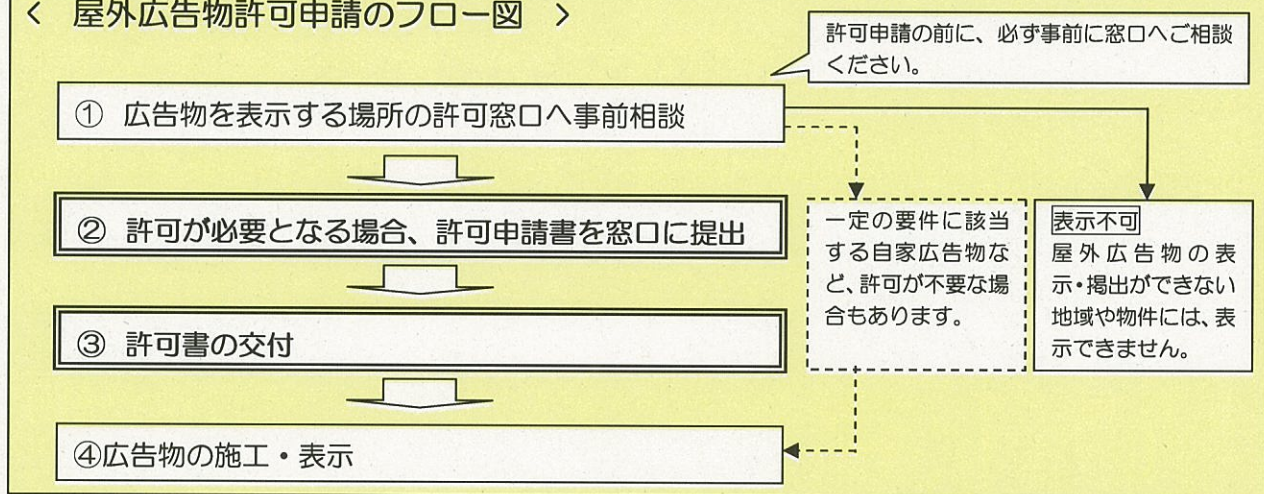
これらの屋外広告物の表示には、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」等を目的とした各自治体の屋外広告物条例に基づき、ルールが定められており、屋外広告物の表示・掲出ができない地域や物件があります。

屋外広告物を表示する場合には、原則として各自治体の長の許可が必要になります。（ただし、一定の要件に該当する自家広告物など、許可が不要な場合もあります。）

屋外広告物を表示する場合には、必ず事前に許可窓口へご相談いただくようお願いします。

なお、既に表示されている屋外広告物が許可を受けているかの確認は、同じ窓口でお受けします。

＜ 屋外広告物許可申請のフロー図 ＞



＜屋外広告物適正化都県市協議会会員及び連絡先＞

東京都	緑地景観課	03-5388-3335	埼玉県	田園都市づくり課	048-830-5528	千葉県	公園緑地課	043-223-3279
	多摩建築指導事務所管理課	042-548-2029	横浜市	都市デザイン室	045-671-2648	川崎市	路政課	044-200-2814
千葉市	都市景観デザイン室	043-245-5307	さいたま市	都市計画課	048-829-1409	相模原市	街づくり支援課	042-769-9252